



# 鳥取県公報

平成 25 年 1 月 11 日 (金)  
第 8 4 6 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (9) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (10) (〃) . . . . . 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (11) (水・大気環境課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (12) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (13) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (14) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (15) (〃) . . . . . 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) . . . . . 5
◇ 公 告	鳥取県採石条例による認可状況の公表 (八頭総合事務所県土整備局) . . . . . 6
	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (日野総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 9 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ライフサポート	岡山県岡山市中区浜367	ライフサポートゆづき	鳥取市緑ヶ丘一丁目24-17	小規模多機能型居宅介護	平成24年12月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ライフサポート	岡山県岡山市中区浜367	ライフサポートゆづき	鳥取市緑ヶ丘一丁目24-17	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年12月1日

## 鳥取県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションさかい幸朋苑	境港市誠道町2083	平成24年4月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションさかい幸朋苑	境港市誠道町2083	平成24年4月1日

## 鳥取県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した

ので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 1 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 44 年 4 月 23 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(変更前 昭和 44 年 4 月 23 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更する部分

鳥取県米子市彦名町字大谷下一の一部

(2) 使用の部分

変更する部分

米子市米原五丁目の全部、米原九丁目の全部、上後藤三丁目の全部、両三柳字河崎境、字弥平灘道東、字幸助灘道西、字大三郎道西及び字深池の各全部並びに同字三保向ノ一、字文平沖通、字山中新川、字高木灘道西、字荒神北、字荒神前、字治平通左右及び字幸助道左右の各一部、大崎字中海四、字中海八、字高砂、字高砂中及び字栗島境の各一部、富益町字米川西五、字米川西六及び字米川西七の各一部、彦名町字中村下一、字堂ノ上、字中村、字四区四、字夜見境四、字夜見境五、字後藤川下一、字大谷下一及び字富益境二の各一部、河崎字大水落沖、字沖通り、字三柳境沖一及び字矢倉灘道西の各一部、上福原字上高砂、字中高砂、字中江、字東中江及び字西ノ前の各一部、新開三丁目の一部、車尾南二丁目の一部

追加する部分

米子市大篠津町字美保の全部並びに同字中原ノ二、字中原ノ三、字浪寄、字水道東、字西水溜及び字南水溜の各一部、大崎字荒神川北往来東、字大澤内往来南、字往来西栗島境、字六ッ割北往来西、字六ッ割南往来西及び字高見の各全部並びに同字横山、字下大崎北、字作兵衛川北紋兵衛堀、字作兵衛川北葭津境、字作兵衛川南葭津境、字作兵衛川南大アザ、字作兵衛川南中砂、字作兵衛川南中砂東、字作兵衛川北往来西、字中之砂、字大場、字下大崎東、字荒神川北、字荒神川東、字荒神後、字荒神前、字荒神川北喜右衛門堀、字荒神川北中ノ砂、字平六後、字小山、字小山東、字小山後、字北小山、字北八堀、字大森下、字大縄川道北、字大縄川大森前、字荒神川、字荒神川西、字市郎兵衛東、字大澤堂ノ東、字大澤堂ノ中、字大澤大山角、字大縄川南往来西、字大縄川南中道西、字善吉後往来西、字善吉後用水川北中道西、字善吉後用水川中道西、字中道西善吉堀、字西大澤、字南大澤、字往来東、字往来西善吉堀、字往来西大澤川久平衛堀、字利右衛門東、字政右衛門東、字大沢川北久兵衛堀、字大沢川南兵衛堀、字六ッ割北中道西、字六ッ割北往来東、字六ッ割北富益境、字六ッ割南中道西、字高砂下富益境、字高砂下往来東、字高砂道端、字東松中富益境、字富益境次郎右衛門堀、字流三川跡、字西下ノ山、字和田道、字三拾間割及び字境中道西の各一部、彦名町字古地通六、字三区二及び字富士見通一の各全部並びに同字中通一、字中通二、字中通三、字中通五、字中通六、字古地通一、字古地通二、字古地通三、字古地通四、字古地通五、字中山、字荒神、字荒神西、字三区一、字三区境、字四区五、字四区六、字社、字社西、字富士見通二、字富士見通三、字富士見通四、字弘法、字堂ノ下一、字富益境、字富益境一、字東山、字八反場、字八反場西及び字石河原の各一部、夜見町字新開、字新開一、字新開二、字大水落、字大水落一及び字大水落二の各全部並びに同字古屋敷一、字古屋敷、字山中、字旧道西、字国道西、字鉄道西、字砂浜一、字砂浜二、字砂浜、字新開三及び字大水落三の各一部、河崎字彦左衛門灘道東、字彦左衛門道西、字四軒屋往来東及び字古川

西矢倉分の各全部並びに同字大水落、字彦左衛門灘道下、字前川東、字古地夜見境、字古地前川東、字古地矢倉分、字古地横田屋分、字芝谷、字芝西谷、字芝西、字芝西彦左衛門分、字重兵衛道西、字基右衛門分、字中道彦左衛門分、字中通基兵衛分、字中通矢倉分、字中通横田屋分、字中通吉郎右衛門分、字中通惣八道面、字中通五軒分、字中通下三柳境、字三柳境沖二、字前川東矢倉分、字前川東大荒神分、字吉郎右衛門道西、字古川西吉郎右衛門分、字古川西浜道東、字伯母山、字伯母山悪水東、字悪水西横田屋分、字悪水西五軒分、字悪水西惣八道下、字御建駄道面、字古池三柳境、字御建古地灘道西、字御建灘道東及び字三柳境の各一部、両三柳字山中六郎衛門屋敷通、字深池尻ノ一、字深池尻ノ二、字深池尻中通外、字深池山中、字深池往来附、字深池尻中通、字深池妻神南、字隠居道西、字忠次郎道南、字石田屋分長兵衛西、字石田屋分弥兵衛北、字孫六通、字十四間米屋樋東、字十四間場米屋樋西、字十四間野浪分、字大沢十六、字大沢二十、字十四間治兵衛南通、字後谷滑左衛門西通、字後谷常五郎後通、字仁左衛門谷屋敷北及び字八左衛門谷東の各全部並びに同字山中川崎境、字山中大下道西、字山中文中沖通、字山中新川左右、字山中庄助沖道、字山中高木灘道西、字鯨池堂ノ西、字鯨池ノ中、字鯨池ノ下、字鯨池ノ上、字深池尻、字深池樋口、字深池妻神西、字忠次郎道西、字新川東、字弥平道西、字弥兵衛灘道西、字御建通深池東、字御建通荒神後、字鞍シウタ、字後谷、字後谷古米川東、字後谷上三柳境、字後谷長三郎屋敷通、字後谷孫兵衛西通、字石田屋分長兵衛北、字石田屋分浜橋西、字石田屋分浜橋道西、字石田屋分浜橋東、字石田屋分孫六境西、字石田屋分傳左衛門西、字中新田、字澤向深池、字大沢十五、字大沢十七、字大沢十八、字大沢十九、字仁左衛門谷屋敷西、字西八左衛門谷及び字上八衛門谷の各一部、葭津字大山、字豊岡、字下前、字新川灘、字浜道、字後灘、字中川灘、字貫地田、字二子山、字志呂、字山下、字西二子山、字下口、字狸山、字鷺塚、字八反場、字薬研山、字石畑、字柳田、字壺里塚、字壺里塚沖、字外堀前、字山下灘、字北谷、字四反場、字四拾間割、字狐山、字境目、字跡落、字北跡落、字荒神前、字五丁開一及び字五丁開二の各一部、富益町字米川西二、字米川西三、字米川西八、字米川西九、字米川西十及び字米川西十一の各一部、上福原字南立池、字八反田及び字西高砂の各一部

**鳥取県告示第12号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
小林薬局有限 会社	小林薬局	倉吉市明治町1032 - 2	平成24年12月 27日	平成24年11月 30日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第13号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
小林薬局有限 会社	小林薬局	倉吉市明治町1032 - 2	平成24年12月 27日	平成24年11月 30日	介護予防居宅療養 管理指導

**鳥取県告示第14号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テク ノサービス	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761- 1	平成25年1月1日	訪問看護

**鳥取県告示第15号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テク ノサービス	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761- 1	平成25年1月1日	介護予防訪問看護

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第1号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年1月11日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成25年1月15日（火）午後1時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 改訂版鳥取県幼児教育振興プログラムについて
  - (2) その他

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 1 月 11 日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地	採取をする岩石の種類	採取の期間	認可の内容			認可年月日
					変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町別府 字コムソ ヲ谷 501 - 1 外 4 筆	風化花崗岩	平成24年 2月6日 から平成 27年2月 5日まで	採石場の面積	9,802.44 平方メートル	9,991.93 平方メートル	平成24年 12月21日
					採取する岩石の数量	29,182.4 立方メートル	33,441.7 立方メートル	

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 1 月 11 日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	島根県仁多郡奥出雲町 横田1536	日野郡日野町高尾 字シャジキ 302 - 1 外17筆	岩石の採取	17.5808 ヘクター ル	15.8681 ヘクター ル	13.1277 ヘクター ル	平成24年 12月26日 から平成 28年12月 25日まで	平成24年 12月20日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 購入物品の名称及び数量

ウイルス対策ソフトのライセンス 一式

## (2) 購入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 有効期間

鳥取県がライセンスを取得した日から5年間

## (4) 納入期限

平成25年2月28日(木)

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年1月17日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。その際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

## (3) この調達の公告日から開札日(再度入札の場合にあつては再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続及び購入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7615

電子メール jouhou@pref.tottori.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書等の交付方法

平成 25 年 1 月 11 日（金）から同月 18 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/197964.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成 25 年 1 月 11 日（金）から同月 18 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札及び開札日時

平成 25 年 2 月 1 日（金）午前 10 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、1 月 31 日（木）午後 5 時までとする。）

## イ 場所

鳥取市東町一丁目 220 県庁本庁舎 地下 1 階 第 6 会議室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成 25 年 1 月 25 日（金）正午までに、郵送又は持参により 4 の(1)の場所に提出すること。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時



## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、調達手続特例規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 支払い方法

本件における支払いは、ライセンスの有効期間5年間において各年度、均等払いとする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : anti virus software

(2) January 25, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 1, 2013 10 : 00AM : Time-limit for submission of tenders

(January 31, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7615

E-mail : jouhou@pref.tottori.jp